

第1章

立地適正化計画の概要

(1) 計画策定の背景と目的

多くの地方都市では、これまで郊外開発が進み、市街地が拡散してきましたが、一方で、近年は人口減少・少子高齢化が進み、今後はさらに加速化することが見込まれています。市街地が拡散した状態で人口減少が進んだ場合、一定の人口密度により支えられてきた商業、医療、福祉、子育て支援、公共交通などの生活サービスの提供が困難になり、都市全体の活力が失われていくこととなります。

人口減少・少子高齢化が進むなか、高齢者も健康で快適に生活することができ、子育て世代などの若年層にも魅力あるまちにするとともに、財政面・経済面においても持続可能な都市経営を可能とするためには、都市全体の構造を見直し、コンパクトなまちづくりと、これに連携した公共交通のネットワークを形成していくことが重要です。

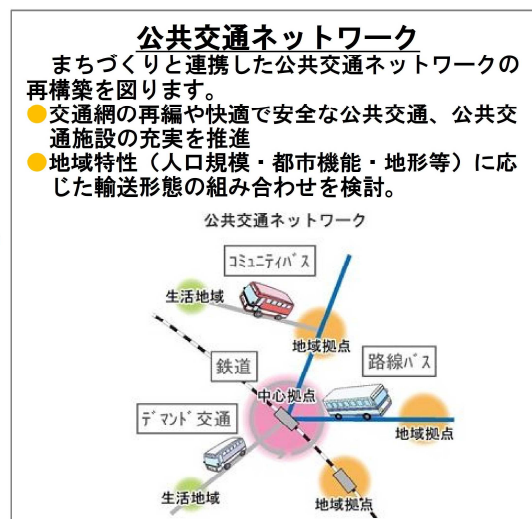
このような背景を踏まえ、2014年（平成26年）に都市再生特別措置法が改正され、市町村は、様々な経済的インセンティブを講じながら、都市機能や居住を緩やかに誘導していくための計画として『立地適正化計画』を策定することが可能となりました。

本市でも、令和2年の国勢調査では人口約11万7千人（15歳未満の人口割合13.7%）であったのに対し、令和17年の推計では10万人を割り込み、約9万8千人（15歳未満の人口割合10.7%）となることが見込まれるなど、多くの地方都市と同様に、人口密度の低下による都市の魅力と活力の低下が懸念されます。

そこで、本市では、都市計画マスタープランの見直しと併せて立地適正化計画を策定し、既存の都市計画制度も組み合わせながら、災害リスクを考慮した居住や都市機能の緩やかな誘導により、人口減少に対応した持続可能な都市構造へと再編を図ります。



+

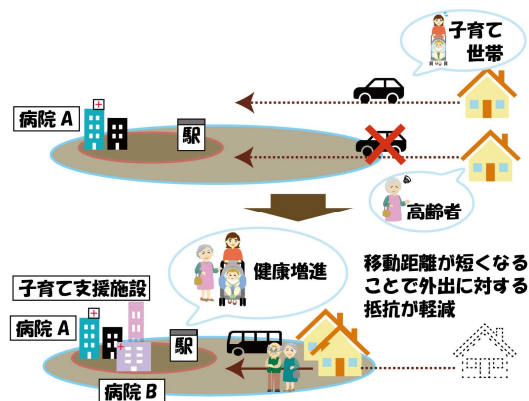


<都市をコンパクト化することによる効果>

a. 生活利便性の維持・向上

都市をコンパクト化し、居住地と生活に必要な機能が集積する拠点地区とが近接することにより、徒歩や公共交通の利用者が増加するほか、高齢者などの外出機会も増え、市民の健康増進や医療費の抑制などが見込まれます。

さらに、生活サービス機能の維持やアクセス性が確保され、利用環境が向上することで、高齢者や子育て世代をはじめ、移動に不安を抱える人々も安心・快適に生活できる環境が実現します。



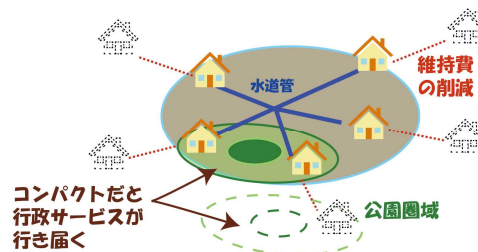
b. サービス産業の生産性向上による地域経済の活性化（民間投資の誘発など）

各拠点を中心に様々な都市機能が集積することにより、買い物などでまちなかに外出する機会が増えるとともに、徒歩や公共交通の利用者も増加することで、まちなかの滞在時間が長くなり、消費活動の拡大が見込まれ、サービス産業の生産性向上や、民間投資の誘発につながります。



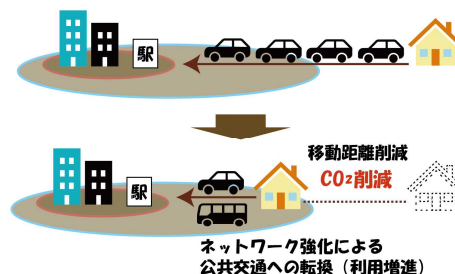
c. 行政コストの削減

都市がコンパクト化されるほど、公共施設や道路などのインフラ施設の維持・管理や、ごみ収集などの行政サービスの効率化が図られ、サービスの質を維持しながら、市民が負担する行政経費を縮減することができます。



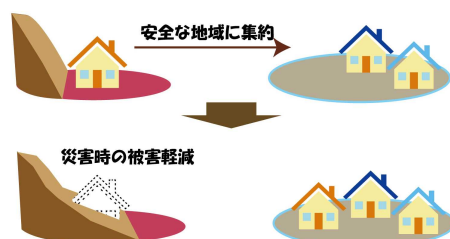
d. 環境への負荷の低減

都市がコンパクト化されるほど、公共交通への転換も含め、自動車の過度な利用を抑えることができ、CO₂排出量の削減や、エネルギーの効率的利用など、環境への負荷を低減することができます。



e. 居住地の安全性強化

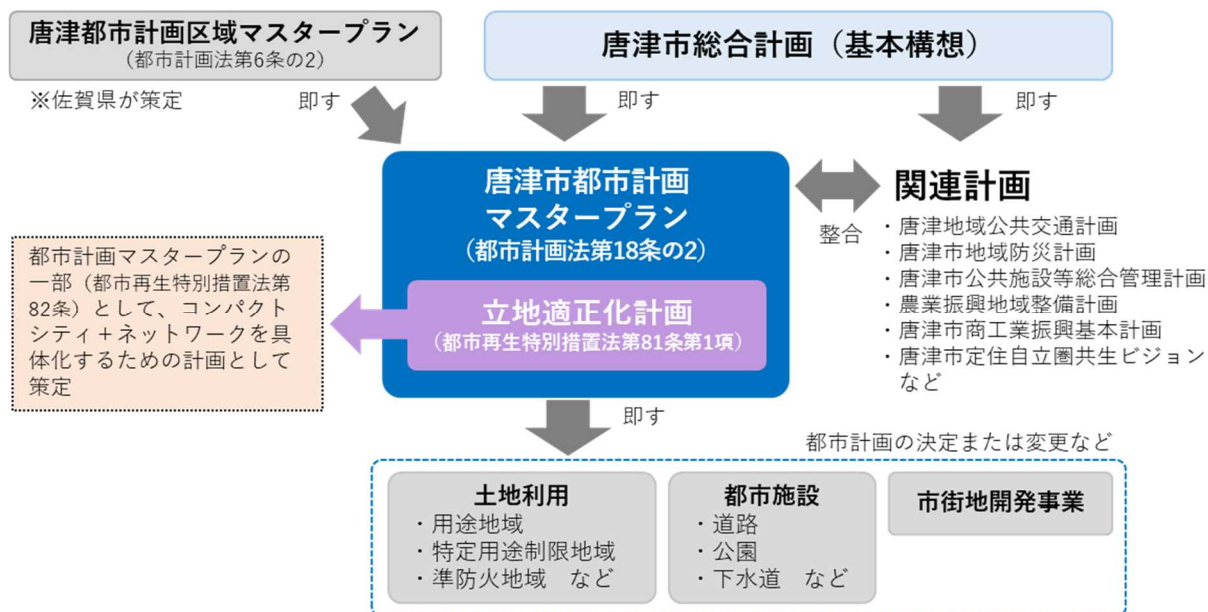
災害リスクの低いエリアに住宅や都市機能を集約することで、近年、頻発・激甚化する災害発生による被害を減らすことができます。



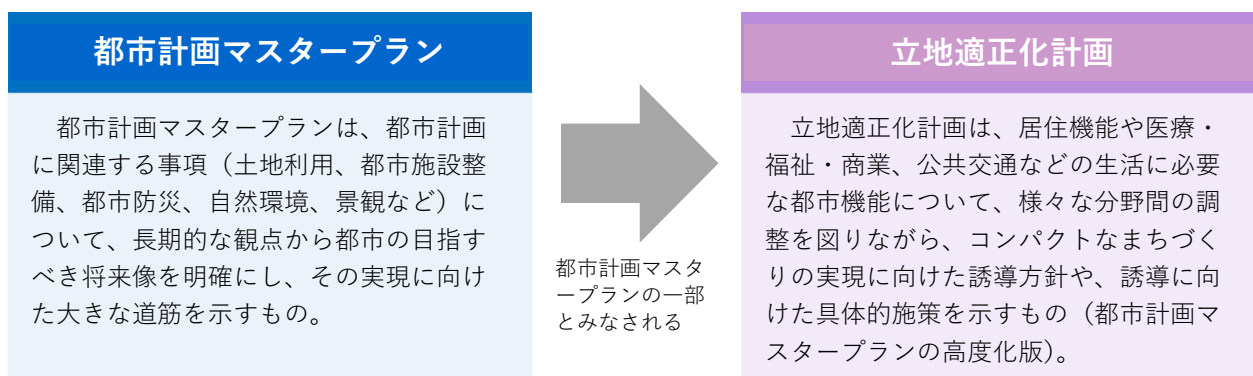
(2) 計画の位置づけ

本計画は、「第2次唐津市総合計画（基本構想）」や佐賀県が定める「唐津都市計画区域マスタープラン」に即すとともに、「唐津市都市計画マスタープラン」の一部として、唐津地域公共交通計画や唐津市地域防災計画などの関連計画とも整合性を図りながら定めます。

【立地適正化計画の位置づけ】



【立地適正化計画と都市計画マスタープランの関係】

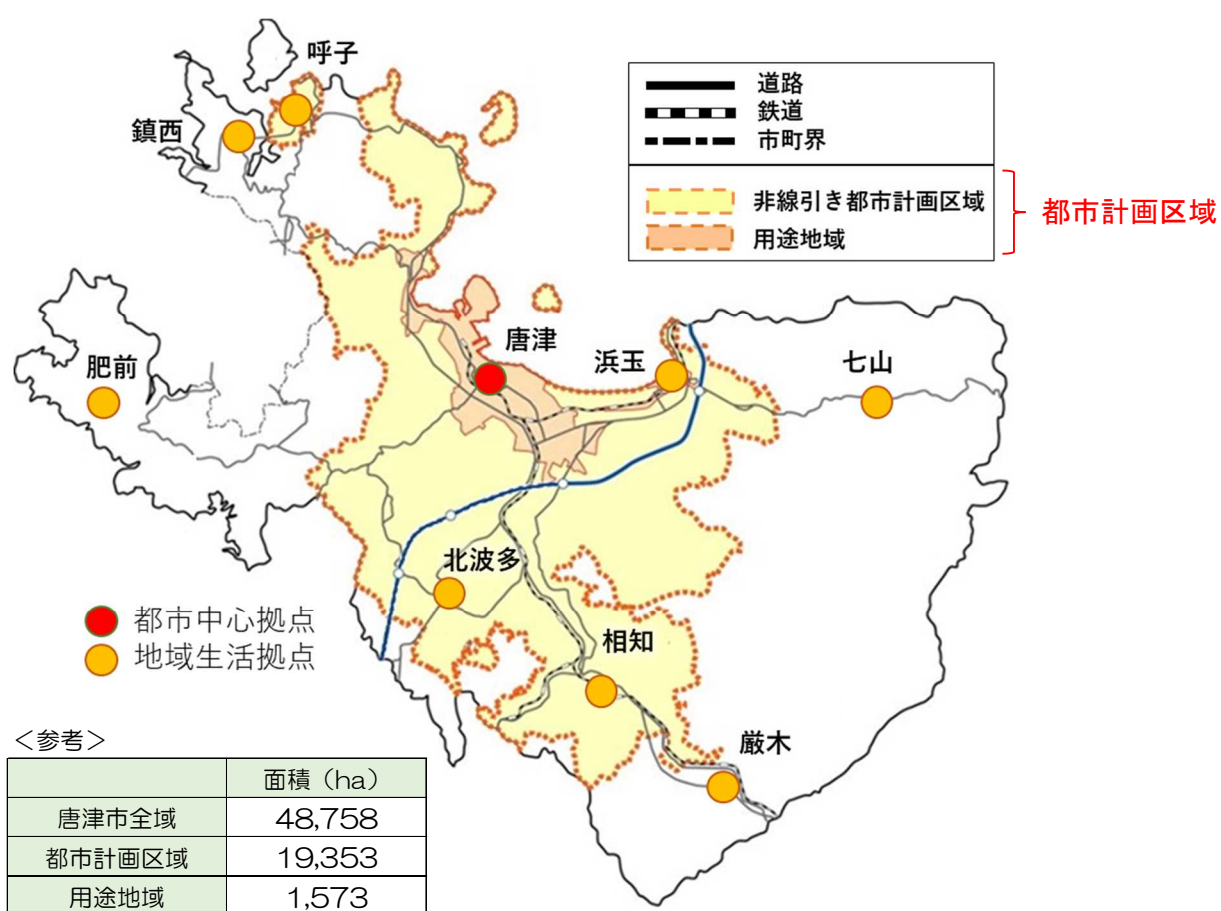


(3) 計画の対象区域

本市の立地適正化計画の区域は、都市計画区域を基本とします。

このため、都市計画区域に含まれない鎮西、肥前、七山、巖木地区の全域と、唐津、浜玉、相知、北波多、呼子地区の一部は、計画の対象区域外となりますが、各地域生活拠点における都市機能の維持及び多極ネットワーク型コンパクトシティの形成の観点から、本市の立地適正化計画では、計画の対象区域外となる地域生活拠点等についても、計画に位置づけることによって、市全域を見渡した計画とします。

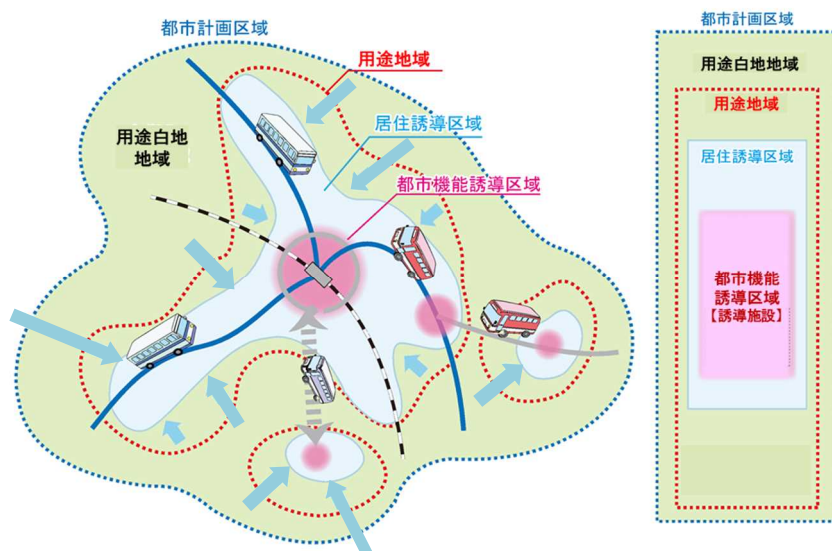
※地域生活拠点の位置づけは、第4章（5）誘導区域外における方針（51頁）に示しています。



(4) 計画で定める内容

本計画では、生活に関わるサービス機能の維持・誘導を図る「都市機能誘導区域」と、居住の誘導を図る「居住誘導区域」を設定し、各区域への誘導に向けた具体的な施策等を定めます。

【都市機能誘導区域・居住誘導区域のイメージ】



出典：立地適正化計画作成の手引き

【本計画で定める主な内容】

項 目	内 容
立地適正化計画の基本方針	本市の現状や将来の見通しを踏まえたまちづくりの課題をもとに、まちづくりの方針（ターゲット）と、課題解決のための施策・誘導方針（ストーリー）を定めます。
居住誘導区域	居住の誘導により、人口密度を維持すべき区域を定めます。
都市機能誘導区域	居住誘導区域内に、商業・医療・福祉などの都市機能を維持・誘導する区域を定めます。
誘導施設	都市機能誘導区域内に立地を誘導すべき都市機能増進施設（誘導施設）を定めます。
誘導施策	都市機能および居住の誘導を図るための施策（誘導施策）を定めます。
防災指針	本市で想定される災害リスクを踏まえ、リスクを回避あるいは低減するために必要な防災・減災対策を定めます。
目標値	誘導施策の実施効果を評価・検証するための成果指標と目標値を定めます。

（５）計画期間

本計画は、概ね20年後の都市の姿を展望し、令和7年度から令和26年度までを計画期間とします。なお、計画の進捗状況を把握しながら、概ね5年ごとに計画の評価・検証を行うとともに、今後の社会情勢の変化や各種計画の変更などに対応するため、必要に応じて見直しを行うこととします。